

シェイクアウト埼玉 県内一斉防災訓練に参加しよう！

- 目的 —
- ・大規模災害発生時は、「公助」と合わせて、県民の「自助」「共助」の意識が重要となる。
 - ・関東大震災から100年を契機に、**県議会議員が中心**となり、県民の「自助」「共助」の意識向上を図る。

従来の行政指導による防災訓練ではなく、**地域を代表とする県議会議員が地元**に働きかけ、住民や企業・団体が主体的に実施するシェイクアウト訓練への参加を呼び掛けることで、県民の「自助力」や「共助力」の向上を図る。



シェイクアウト埼玉

県内一斉防災訓練

参加者募集!

日時 **令和5年9月1日(金) 11時58分**
関東大震災(大正12年9月1日)11時58分発災から100年
 防災期間の8/30~9/5の間でも実施可能

場所 **あなたがいるその場所で**

3つの安全行動を
その場で行うだけ!

- 1 **DROP**
まず低く
- 2 **COVER**
頭を守り
- 3 **HOLD ON**
動かない

シェイクアウト訓練とは?
1分程度で終了

シェイクアウト訓練のあとは **プラスワン**

- ・災害用伝言ダイヤル(171)の体験利用
- ・避難場所の確認
- ・マイタイムラインの作成
- ・ハザードマップの確認
- ・避難経路の確認
- ・備蓄品の確認

主催 **埼玉県議会** 詳細は埼玉県議会ホームページをご覧ください
<https://www.pref.saitama.lg.jp/1631/gkand/utouto/index.html>

シェイクアウト埼玉

あなたも参加しませんか?ぜひ参加登録をお願いします

シェイクアウト訓練は、2008年にアメリカカリフォルニア州で始まった、短時間で、誰でも、どこにいても実施できる防災訓練です。時間になりましたら、それぞれの自宅・学校・職場等で訓練を実施してください。主催者からの合図はありません。

シェイクアウト訓練の際は、さらにプラスワンの取り組みとして災害用伝言ダイヤル(171)の体験利用などをしてみましょう。
(災害用伝言ダイヤルは防災週間や毎月1日と15日などに体験利用できます)

参加方法① 電子申請サービスで登録
 下記のURLにアクセスするか、各の二次元コードを読み込み、参加登録ページからお申し込みください。
 埼玉県電子申請・届出サービス https://apply-e-tsuma.jp/pref-saitama/e-office/offer/let_detail/tempsstringsha/keout

参加方法② FAXで登録
 下記に必要事項を記入のうえ、この面をFAXにて送信してください。
 埼玉県議会事務局総務課 総務・IT・情報公開担当 **FAX 048-830-4921**

| | |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 参加形態(必須) | <input type="checkbox"/> 個人・家族 <input type="checkbox"/> 企業・団体 <input type="checkbox"/> 医療・福祉関係 <input type="checkbox"/> 保育園・幼稚園 <input type="checkbox"/> 小・中学校 <input type="checkbox"/> 高校・大学 <input type="checkbox"/> 町内会 <input type="checkbox"/> 自主防災組織 <input type="checkbox"/> 公的機関 <input type="checkbox"/> 地方自治体 <input type="checkbox"/> その他() |
| 参加予定人数(必須) | 人 |
| 所在市町村(必須) | (市・町・村) |
| 参加予定日時(必須) | <input type="checkbox"/> 9月1日11:58 <input type="checkbox"/> 左記以外() |
| プラスワンで実施予定の取り組み(任意) | <input type="checkbox"/> 災害用伝言ダイヤル(171)の体験利用 <input type="checkbox"/> マイタイムラインの作成 <input type="checkbox"/> ハザードマップの確認 <input type="checkbox"/> 備蓄品の確認 <input type="checkbox"/> その他() |

以下は個人以外の団体等の場合にご記入をお願いします

組織・団体名 _____

埼玉県議会ホームページ等に参加団体として掲載してほしいですか。 はい いいえ

お問い合わせ先 埼玉県議会事務局総務課 総務・IT・情報公開担当
 ☎048-830-6215 ■ a6210@pref.saitama.lg.jp

自由民主党議員団 松井ひろし 埼玉県議会議員 HIROSHI PRESS



市民の皆様より県議会議員2期目を与えていただきました。6月定例議会では一般質問最終日に登壇し、埼玉県の諸課題について提言を行いました。中でも保育士の処遇改善と人材確保の提言では、大野知事よりご自身の知事選挙政策集に記載すると答弁がありました。初心を忘れず、常に「現場の声」「地域の声」を最優先に取り組みます。県民市民の笑顔こそが埼玉県の活力であり、市民生活の安定は「政治の責任」であります。

朝霞台駅エレベーター設置へ 皆様の声がかたみに!

皆様からのご要望が多く、私自身も訴えてきました朝霞台駅エレベーター設置工事が今年度から始まります。工事詳細は後日になりますが、念願の設置決定に対しまして、関係各所の皆様に感謝と敬意を表します。

6月定例議会一般質問にて登壇! 県政への提言!

県議会議員は新しい任期になりましたが、大野知事は1期目最後の定例議会となりました。大野県政は県民の声はもちろんのこと、自民党県議団の提言にも真摯に耳を傾けていただきました。8月に埼玉県知事が施行されますが、今後の大野県政に期待も込めて質問・提言を行いましたので、一部を報告させていただきます。

①知事公約への提言。これからの4年間に向けた「子育て支援」について。4月に発表された知事政策集には保育に関わる施策の記載がほとんど見当たりませんでした。公約に入れて、全力で取り組んでもらいたいです。



知事：保育士の処遇改善と人材確保についても、非常に重要な課題の1つであると認識しており、政策集に盛り込ませていただきます。その上で、次の任期も与えていただくこととなれば、力を入れて取り組んでまいります。

②今後の商工団体(商工会等)の在り方と、どのような支援ができるか。

知事：身近な相談窓口として、きめ細かいサポートを行い、事業者支援を担っている一方、支援が幅広く行き渡るように、より多くの事業者に参加していただく必要がある。効果的な補助制度について商工会等とともに協議会を設置し、議論を重ねているところです。事業者支援の取り組みを後押しすることにより、中小企業・小規模事業の「稼ぐ力」を高め、地域経済の持続的な発展へと結び付けてまいります。

③高齢者・外国人雇用について、一層の活躍に向けた取り組みをどのように行っていくか。

産業労働部長：セカンドキャリアセンターで高齢求職者と求人企業のマッチングを行い、就業が叶うように支援します。また、仕事の幅を広げ活躍の機会を増やすために、IT実務や簿記会計などの講座を案内し、スキルアップを後押しします。外国人につきましては、監理団体や受け入れ企業等から現状や課題の聞き取りを始めました。人材確保・定着に向けた効果的な施策を検討します。

今年度 所属委員会

- 総務県民生活委員会 委員長
- 人材育成・文化・スポーツ振興 委員
- 議会運営委員会 委員
- 予算特別委員会 委員
- 浦和競馬組合議会 理事

松井ひろしプロフィール

朝霞第七小・朝霞第二中出身。高校卒業後 家業を継ぐために専門学校を卒業。彩夏祭実行委員長を始め地域ボランティアに力を注ぐ。地域の発展には政治の決断が必要と考え、2019年埼玉県議会議員選挙に挑戦し初当選。現在2期目。自由民主党朝霞支部長。災害対策に取り組む。好きな食べ物「アジフライ定食」



松井ひろし Instagram

発行:埼玉県議会自由民主党議員団

松井ひろし県政調査事務所

〒351-0011 朝霞市本町3-4-17
 TEL:048-483-4256 FAX:048-483-4257
 メール: info@matsuihiroshi.com

④特別支援学校の教育環境を改善するために、どのような取り組みを進めるか。

教育長：生徒数の増加に伴い、教室不足の状況は県南東部の知的障害特別支援学校にみられ、早期に解消すべき喫緊の課題であると重く受け止めています。児童生徒数の推移を踏まえ、新学校の設置、高校内分校の設置や校舎の増築など効果的な手法を検討しながら、環境改善に取り組んでまいります。

⑤親亡き後の障がい者に対する支援の在り方について、グループホームの整備は進んでいるが、重度障害の場合は入居先が見つからない現状をどう支援していくか。

福祉部長：「重度障害者が安心して暮らせるグループホームの設置促進事業」を開始し、スプリングラーや特殊浴槽などの一定設備要件を満たした場合は助成し、適切な支援ができるよう、職員の実地研修等を行い、支援能力の向上を図ります。設備や入居者への支援が一定水準以上にあるグループホームを公表することを開始しました。

⑥バリアフリートイレの周知に関する現状の取り組みと今後について

福祉部長：バリアフリートイレは高齢者、障害者、子育て中の方、オストメイトなど、様々なニーズに対応できるように多機能化が進んだため、利用者が集中している課題も生じている。一般的なトイレを新設及び改修する際は、オストメイトの設備やオムツベッド等の整備をしていただき、機能を分散すると共に、バリアフリートイレの適正利用について、市町村とも連携して積極的に周知してまいります。

⑦障がい者がスポーツを継続できる環境、これからでも始められる環境の整備が必要であるが、取り組みについて

県民生活部長：パラスポーツの用具は高価なものが多く、継続や始める際の障壁になっております。身近な特別支援学校及び交流センターから用具や競技用車いす等を貸し出し、気軽に始められ、継続できる環境を図っております。今後、上尾運動公園に整備予定のスポーツ科学拠点施設では、健常者・障害者ともに対象とし、トップアスリート支援から健康増進までレベルに応じた支援を行ってまいります。

⑧今後、石綿含有廃棄物の増加に伴い、不法投棄など不適切処理が懸念されるが、どう取り組んでいくか。

環境部長：石綿（アスベスト）を使用した建築物の解体工事の増加に伴い、石綿含有廃棄物等の増加が見込まれるため、解体工事現場への立入検査等を行い、適正に処分されるよう指導してまいります。石綿含有物の不法投棄を未然に防ぐため、市町村、通報協定を締結している宅配業者やガス事業者など40団体、県民の御協力をいただきながら、監視の目を強化してまいります。

⑨下水道施設における、洪水を想定した浸水対策の取り組み内容と今後の見通しについて

下水道事業管理者：令和元年東日本台風を契機に、浸水リスクのある水循環センターと中継ポンプ場の12施設において、順次対策することになっており、今年度までに4施設が完成予定です。今後も水をくみ上げる機能を重点的に整備し、汚水処理機能を確保できるように着実に進めてまいります。



埼玉県税条例の一部を改正する条例

条例の概要

| 改正 | 改正後 |
|----------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 自動車税（環境性能） 地方税法の一部改正に伴い、環境性能が高い自動車の普及促進を図るため、税率の基となる燃費基準の達成度合いを段階的に引き上げる。 | 1.5倍に引き上げ |
| 軽油引取税 トラクターや掘削機など公道を走らない車両の軽油は、免税を受けることが可能。この免税軽油の使用のうち、農業用等について、軽油購入数量等の報告制度を緩和する。 | 1.5倍に引き上げ |
| OECの内容（購入数量が年間3キロリットル以下の場合） | 1.5倍に引き上げ |

軽油引取税の改正について

目的
原油価格の高騰を受け、農業等の負担を軽減するとともに、免税軽油を利用しやすい環境を整備する。

現状・課題
・軽油価格 令和5年 141.2円/ℓ（令和3年5月比+16.4円/ℓ）
・免税となった1年目は購入数量が少量でも毎月報告が必要
▶ 税制優遇がある農業用等にとって事務負担が重い

改正による効果
・利用者にとって
・免税による税負担の軽減
1ℓにつき32.1円の軽減
・免税手続に必要な事務負担の軽減
毎月から1回の報告に軽減

特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）に関する交通ルール等の施行に伴う条例改正

特定小型原動機付自転車の交通方法等の新設（令和5年7月1日～）

| 概要 | 新たな交通方法等 |
|--------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 原動機付自転車のうち、車体の大きさが一定の基準に該当するものは、 特定小型原動機付自転車 として扱われる。 | <ul style="list-style-type: none"> 運転には運転免許不要（16歳未満の運転は禁止） ヘルメット着用は努力義務 車道通行が原則 （一定の要件のもと歩道通行可） 交通ルール違反や歩道歩行の危険行為を繰り返す者には、講習の受講を要することがある |

手数料条例の改正（講習手数料）
埼玉県公安委員会が定める講習手数料に関する条例

| 概要 | 改正後 |
|------------------------------------|-------------------|
| 特定の危険行為を過去3年以内に2回以上繰り返した場合は、奨励金の対象 | 講習手数料を2,000円に引き上げ |

（バリアフリー条例の改正（番号牌の基準））
埼玉県公安委員会が定める番号牌の基準に関する条例

| 概要 | 改正後 |
|--------------------------|-------------------------------|
| 重点整備地区の歩行者用番号牌に該当する対象を追加 | 歩行者及び通学用小型車又は特定小型原動機付自転車及び自転車 |